

カラー複合機複写料の単価契約仕様書

公益社団法人岐阜県森林公社を「甲」、落札者を「乙」とする。

1. 経費

契約金額には次の各号に経費を含むものとし、複写片面1枚当たりの単価で契約するものとする。

(1) 複合機の搬入、設置、設定に係る経費

※契約始期までに搬入出来ない場合は、同等機能以上の代替品を設置すること。

また、設置、撤去に伴う経費は落札者の負担とする。

(2) 保守に係る経費

(3) 維持管理に係る経費

(4) 消耗品（トナー（用紙代は除く））に係る経費

2. 契約期間

期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

3. 機種及び数量

カラー複合機 2台（5階）、1台（1階）

4. 設置場所等

岐阜県美濃市生籬1612番地2 岐阜県中濃総合庁舎5階、1階

5. 仕様等

12. 「カラー複合機の仕様」のとおり

6. ネットワークプリンタ、スキャナー機能

(1) ネットワークプリンタの機能について

・ 甲の施設のネットワークに無線LANにより接続して機能するものとする。

(2) ネットワークプリンタが機能するために必要なソフト、ドライバ等について

・ 甲が所有するパソコンにインストールしなければならないソフト、ドライバ等は、乙が設置台数分を準備すること。

・ ソフト、ドライバ等はWindows10/11のいずれにも対応すること。

・ ネットワークプリンタの利用マニュアル、スキャナー利用マニュアル及び職員用パソコンへのインストールマニュアルを作成し、担当職員への教育を行うこと。

・ パソコンへのインストール、設定作業は甲の立会のもと、乙が行い、複合機に必要な設定は乙が行う。

(3) スキャナー機能について

・ 複合機から、原稿の読み取り及び保存形式の指定（PDFファイル、画像ファイル形式等）、甲が所有するパソコンの共有フォルダへのデータ送信が可能であること。

- (4) ファックス機能について
 - ・ パソコンで作成した文書を直接送信できること。

7. 契約単価

月額カウンター料金方式

- (1) 1枚当たりの単価を設定するものとする。
- (2) 乙が複合機の保守にあたり点検と調整のために使用した複写枚数及び乙の責めに帰すべき原因による不良の複写枚数はロスコピーとして除くものとし、1カ月の総複写枚数の2%を調整する。
(請求枚数は、複写枚数の98%とし、小数点以下は切り捨てる)
- (3) 最低保証枚数を設定する場合はリース料として設定も可能とする。

8. 複写枚数の把握

乙はおおよそ末日/月において複写枚数の把握作業を行い、次の項目を満たす書面において甲の確認を受けるものとする。

- (1) カウンター数及びその内訳（コピー総数、モノクロ、フルカラー、モノカラー）
- (2) ロスコピー枚数
- (3) ロスコピー控除後の複写枚数
- (4) 請求金額及び契約単価の明示
- (5) 集計事務担当者名及び集計日

9. 複写料金の請求、支払い

- (1) 乙は上記8の一覧表と請求書をもって、毎月10日までに前月分の複写料金を請求するものとする。
- (2) 請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 甲は乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に請求された金額を支払う。

10. 保守、維持管理業務の内容

- (1) 保守員は複合機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (2) 甲から修理及び点検依頼があった場合は、速やかに必要な作業を行うこと。
- (3) 故障等により機能の復旧まで相当の時間を要する場合は、速やかに代替機を設置すること。
- (4) トナーは不足が生じないよう甲が指定する場所に補充すること。
- (5) 使用済みトナー容器は回収すること。

11. 契約単価の変更

この契約締結時において予測することのできない経済情勢の変化等により物価の変動が生じたとき、あるいは設置台数を変更したこと等により、契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することが出来るものとする。

12. カラー複合機の仕様

(1) 形式

- ・ コンソール型としキャスター等により移動が容易であること
- ・ コピー、プリンター、スキャナー、FAX機能を有するデジタルカラー複合機であること

(2) 機種

複合機の仕様は、次に掲げる機能以上を有する新造機とする。

①基本機能／コピー機能

仕様		機能
A4（横）連続複写速度	モノクロ	毎分35枚以上
	フルカラー	毎分35枚以上
	モノカラー	毎分35枚以上
ファーストコピー	モノクロ	5.5秒以下
ファーストコピー	フルカラー	7.4秒以下
ファーストコピー	モノカラー	7.4秒以下
最大現行サイズ		A3サイズ
複写サイズ		A5～SRA3、郵便はがき、封筒
連続複写枚数		999枚
自動両面コピー機能		装備
ソート機能		装備
自動両面原稿送り機能		両面同時読取機能
ステイブル機能		2台装備
パンチ機能		1台装備
複写倍率		3段階以上の縮小及び拡大固定倍率、ズーム（25～400%）
読取解像度		600dpi×600dpi
書込解像度		600dpi×600dpi
給紙方式		2段カセット以上（550枚以上）
排紙方式		3ヵ所以上
セキュリティ		HDDデータ暗号化、残存データ自動消去
電源、電力		AC100V、10A 省電力モード
環境		グリーン購入法適合品、エコマーク認定品

②プリンター機能

仕様	機能
出力サイズ	コピー性能と同じ
連続プリント速度及び出力解像度	本体仕様と同じ
対応OS	Windows10、Windows11
インターフェイス	USB、Ethernet 1000Base-T
出力管理	留め置き印刷（本体パネル上での印刷設定変更が可能）

③ スキャナー機能

仕様	機能
形式	カラーレスキャナー
読取サイズ	コピー性能と同じ
読取解像度	600dpi×600dpi
ファイル形式	TEFF、JPEG、PDF
インターフェイス	USB、Enhernet 1000Base-T

④ ファックス機能

仕様	機能
適用回線	加入電話回線網
送信原稿サイズ	A3、B4、A4（原稿混在時も送信可能）
受信FAXのボックス保存	装備
PC・FAX機能	装備

第2号様式の1

入札書

¥ _____ 円

仕様書番号 カラー複合機リースの調達1号

委託名 カラー複合機複写料の単価契約

なお、契約の金額は表記の金額に消費税法第28条第1項及び第29号の規定により
110分の10を加算した金額とします。

令和 年 月 日

住所

氏名 _____ 印

(法人の場合は、法人名及び代表者氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。)

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長 高井哲郎 様

見積金額内訳書（税抜き価格）

別紙

○複合機 3台

複合機リース料 1ヵ月（トナー、保守料金を含む）	①	円
--------------------------	---	---

モノクロカウンター料金 1ヵ月	月間予定枚数 24,000枚	とした場合の価格を記入してください。			
1枚～	枚 カウント	円×	枚	②	円
枚～	枚 カウント	円×	枚	③	円

フルカラーカウンター料金 1ヵ月	月間予定枚数 1,400枚	とした場合の価格を記入してください。			
1枚～	枚 カウント	円×	枚	④	円
枚～	枚 カウント	円×	枚	⑤	円

モノカラーカウンター料金 1ヵ月	月間予定枚数 1,400枚	とした場合の価格を記入してください。			
1枚～	枚 カウント	円×	枚	⑥	円
枚～	枚 カウント	円×	枚	⑦	円

合計	①～⑦の合計	⑩	円
----	--------	---	---

※入札書には⑩の金額を記入してください。

委任状

令和 年 月 日

岐阜県森林公社理事長 様

(委任者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

仕様書番号: カラー複合機リースの調達1号

私は、下記の者を代理人と定め、上記委託業務の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

住 所
商号又は名称
氏 名

印

代理人 使用印	
------------	--

カラー複合機複写料の単価契約書

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「甲」という。）と 受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により別紙「カラー複合機複写料の単価契約」仕様書に基づき単価契約を締結する。

（総則）

第1条 契約する品名、規格及び単価は、次表に掲げるとおりとする。

品名	金額又は単価			うち取引に係る消費税	備考
				及び地方消費税	
複合機リース料 複写片面1枚	（基本料金）		円/月	- 円	
	モノクロ	枚	円/枚	- 円	
	フルカラー	枚	円/枚	- 円	
	モノカラー	枚	円/枚	- 円	

（権利義務譲渡の禁止）

第2条 乙は、甲の書面による承諾なくして、この契約及びこの契約に関連して生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は担保の目的に供してはならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和4年7月1日から令和9年6月30日までとする。

（料金の請求及び支払の時期）

第4条 乙は、毎月末において複写枚数を算出し、翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書受理の日から30日以内に支払うものとする。

（複写機及び消耗品の所有権）

第5条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用してはならない。

（契約の解除）

第6条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合は、甲又は乙はこれによって受ける相手方の損害についていずれもその責めを負わない。

（談合その他不正行為による解除）

第6条の2 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、同条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、同条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含み、独占禁止法第77条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金の納付命令に対し、乙が独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判を請求し、独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令若しくは納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条の規定により当該審判請求に対する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

四 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の

判決が確定したとき。

- 五 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 六 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 七 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第 6 条の 3 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第 2 条第 9 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 三 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- 四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第 2 条第 8 号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第 2 条第 7 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用してるとき。
- 五 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- 六 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 七 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用してるとき。

（事情変更の場合の措置）

第 7 条 この契約締結の時に於いて予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により物価の変動を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

（その他）

第 8 条 この契約に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 1 通を作成し、甲がこれを乙はその写しを保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県美濃市生櫛 1612 番地 2
公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 高井 哲郎

乙 住所
氏名